

業務別実施要領【小向きゅう舎管理棟】

- 1 業務名 (1) 小向きゅう舎管理棟清掃等業務
(2) エアコン内部洗浄業務（騎手調整ルーム）
- 2 履行場所 小向きゅう舎管理棟（川崎区幸区小向仲野町 15－3）
- 3 清掃日時 別紙「区域別清掃実施要領」のとおり
- 4 目的 小向きゅう舎管理棟の清掃美化業務及びエアコンの機能確保のための洗浄業務の履行
- 5 清掃方法等
 - (1)別紙「区域別清掃実施要領」に従い清掃等を行う。但し、それぞれの「区域別清掃実施要領」の日数は、変更される場合があるため、発注者と協議したうえで清掃を実施すること。
 - (2)トイレは、砂、泥、汚泥等を拭きとったあと、絞りモップで拭き、汚れが目立つ場合は、水洗いまたは中性洗剤等を使用して清掃を行い、常に清潔の保持に努めること。
 - (3)湯沸かし所の茶殻等は清掃指定日の期間は、毎日処理をする。
 - (4)喫煙場所の灰皿処理、清掃を行う。
 - (5)作業の実施にあたっては、常に火災、盗難、その他事故の発生することのないように十分に注意すること。
 - (6)作業の実施中にきゅう舎管理棟の建造物、備品などを破損したときは、直ちに発注者に連絡すること。
 - (7)作業の実施にあたり、移動したいす等は必ず元の位置に戻すこと。
 - (8)エアコン洗浄を実施する際は、調整ルーム内が汚れないように対策を実施の上、洗浄業務を実施すること。洗浄業務により汚れた部分が生じた場合は、汚れた部分の清掃を実施すること。
 - (9)作業員は、作業中またはその他で知り得た秘密事項を第三者に漏らしてはならない。
 - (10)その他、業務に係る必要事項については、「令和4年度 川崎競馬場清掃等業務委託仕様書」に準ずる。